

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電子債権記録機関の指定に関する規定	
担当部局	金融庁総務企画局企画課調査室	電話番号: 03-3506-6000(内線3627) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年6月20日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 電子記録債権法は、第51条、52条、53条において、記録機関の申請事項に関する事項を規定しており、本法施行のため政省令により、指定申請書の添付書類(金融庁において監督している他の機関に係る添付書類に準じたもの)や記録機関の資本金について必要な事項を定める。資本金及び純資産については、記録機関に対して十分な財産的基盤を求めめるため、電子記録債権法においてその額を5億円以上の政令で定める金額以上とすることが規定されたところであるが、政令において当該金額を「5億円」と規定することとする。</p> <p>【目的及び必要性】 記録機関には、記録機関の参入を阻害することなく、電子記録債権の多様な利用も可能となるように考慮しながら、安定的・継続的に電子債権記録業が営めるよう、破綻を回避し、システム投資などができる十分な財産的基盤を有することを求める必要がある。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容</p>	
想定される代替案	資本金及び純資産について、政令で定める金額を10億円とする(その他については、本案と同じ)。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	政令に定める資本金額を調達するためのコスト	本案と同様。ただし、本案に比べ金額が高いことから資金調達コストも増大する。
(行政費用)	記録機関の指定を受けようとする者等から申請を受けた際に、資本金等の審査に伴う費用	本案と同様。
(その他の社会的費用)	5億円という金額は電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であることから、社会的費用が発生するおそれは最も少ない。	参入企業の事業内容や規模によって参入規制となり、競争可能性を奪い、業務運営の効率化や多様な電子記録債権の出現の妨げとなるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	5億円以上とすることで、会社法上の「大会社」となり会計監査人の設置や内部統制システムの構築が求められることから、経営の透明性の向上が図られる。	本案と同様。
	一定の財産的基盤を有することで、破綻の回避、システム投資等が可能となり、安定的・継続的な電子債権記録業の運営が可能となる。 なお、5億円という金額は、電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であることから、最も参入が容易となり、競争可能性を高め、多様な電子記録債権の出現に資すると考える。	一定の財産的基盤を有することで、破綻の回避、システム投資等が可能となり、安定的・継続的な電子債権記録業の運営が可能となる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案については、資金調達費用等が発生する一方で、一定の財産的基盤を求めめることは、電子記録債権を利用者が安心して利用できる制度とするために必要であることから、本案の採用は適当である。</p> <p>また、本案と代替案を比較すると、両案ともに会社法上の大会社への規制が適用されることで、経営の透明性は高められ、かつ安定的・継続的な電子債権記録業を営むのに必要な一定の財産的基盤を有していると考えられるものの、代替案を採用した場合には、参入企業の事業内容や規模によっては参入規制ともなりかねず、競争可能性を確保し業務運営の効率化を図ることが難しくなることも懸念され、かつ多様な電子記録債権の利用の阻害要因ともなりかねないことから、本案を採用することが適当である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>金融審議会金融分科会第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ報告「電子登録債権法(仮称)の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」(平成18年12月21日)において、「利用者が電子登録債権を安心して利用できるようにするためには、管理業が安定的・継続的に行われ、その破綻を回避する必要がある。また、適切なシステムを維持するための投資能力、不実の登録などの責任を負った場合に備えた賠償能力等を管理機関が有する必要がある。このため、管理機関には一定の財産的基盤が必要であり、適切な形で外部審査が実施される必要がある。」などとされている。</p>	
レビューを行う時期又は条件	電子記録債権法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
備考		